

東京外国語大学 学内募集用

日本人奨学生募集要項（2024年度）

公益財団法人みずほ国際交流奨学財団

日本の大学において勉学を行っている学業、人物ともに優秀な**学部学生**で、特に**経済的な援助が必要と認められる者**に対して、下記により奨学金の支給を行います。

1. 応募資格

- ① 日本の国籍を有する者または永住を許可されている者で、過去に長期間（概ね1年以上）の海外生活、海外留学経験がない者
- ② 日本の大学の**学部（年次不問）に在籍する正規学生**で、専攻分野が**文科系**である者
- ③ 所属する大学内の選考により、**海外の協定校への交換留学**が決定もしくは**確実な者**
2024年度派遣留学学内選考合格者のうち、2024年7月～10月に留学プログラムを開始するものに限る
- ④ 心身ともに健康な者
- ⑤ 国際理解と親善に深い関心を持ち、卒業後各分野において国際貢献に寄与しうる者
- ⑥ 当財団の奨学生となった場合、奨学金給付期間中は、他の民間財団・民間団体・事業会社などから奨学金を重複受給することは不可（大学独自の支援金などは可）
当財団採用後の当奨学金辞退は、一切認められません。

2. 採用人数

全体で毎年5～10名程度（推薦依頼した各大学から原則1名の採用）

3. 奨学金の金額と支給方法

- ① 奨学金の金額 月額10万円の給付（返済不要）
- ② 奨学金支給期間
 - ・ 留学先の授業が始まる渡航月から授業が終了する帰国月までの最長1年間で、実際に現地に滞在して就学する期間
 - ・ なお渡航月と帰国月については、現地滞在が半月に満たない場合、その月の奨学金は支給しない
 - ・ 秋学期から春学期までの2 semesters 履修が条件
（1 semester だけは不可、オンライン留学も不可）
- ③ 渡航費 往復1回分の航空券実費相当額を渡航前に支給
（学生が一般に利用するエコノミークラスで、他組織からの援助がない場合に支給）

- ④ 奨学金の支給方法 先3ヶ月分をまとめて3ヶ月ごとに支給（国内振込）、
最終回は帰国スケジュールに合わせて支給月数を調整

4. 応募方法

以下①～⑤の書類を留学生課留学生交流係に提出（郵送または持参）すること。
書類はすべて**A4サイズ**、**片面印刷**としてください。なお、ホチキス留めはしないこと。

- ① 奨学金申込書（所定様式に記入、Word形式で入力可。所定のフォントサイズ・枠
は広げないこと。写真はデジタル添付可）

No.2下部に語学能力試験結果を記入する場合は、結果を確認できる証明書を添付すること。

**No.3「主たる家計の支持者の年収」確認のため、2022年分の所得を確認できる書類（源泉徴収
票、確定申告書等）を添付すること。（家計支持者が複数名いる場合は、所得の高い1名分）**

- ② 推薦状（指導教員の推薦文。所定様式に記入、Word形式で入力可）
※指導教員から直接留学生課に提出していただくよう、応募者自身で依頼すること。
※言語文化学部／国際社会学部1～2年生は専攻言語／専攻地域代表教員、国際日本学部1～3年生
は教務担当学部長補佐、それ以外の学生は指導教員（ゼミの先生）に依頼すること。
- ③ 成績証明書（教務課自動発行機前で受付期間内に発行したもの）
- ④ 住民票
- ⑤ 健康診断書（教務課自動発行機前で受付期間内に発行したもの）

【書類提出先】留学生課留学生交流係（派遣留学担当）

<住所> 〒183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1

※郵送で提出する場合は、封筒に「みずほ国際交流奨学財団応募書類在中」と朱書き
し、追跡できる形で送付すること。

<窓口受付時間> 9:00-12:40、13:40-16:30（12:40-13:40は閉室）

5. 応募期間

2024年度派遣留学学内選考合格者発表後～2024年1月5日（金）※必着※

6. 選考および決定

- (1) 1月下旬までに書類審査を行い、その結果を大学に通知する。
- (2) 書類審査合格者に対し、2月末までに財団事務局が大学に赴き面接を行う（も
しくはオンラインにて実施）。**財団から指定された選考方法・面接日時は変更できません。
確実に予定を空けておき、対面で受けられるよう準備してください。**
- (3) 3月上旬の選考委員会で書類・面接結果について審議を行い、各大学から原則
として1名を採用決定者とし大学に通知する。審議の結果、採用基準に満たな
い場合には、その大学から1名も採用しないこともある。

7. 奨学金の支給の停止など

- ① 病気その他の理由により、留学後に中断して帰国する場合
- ② 学業成績不良の場合
- ③ 所属する大学、または留学先の大学から、勉学の継続が不可とされた場合
- ④ 素行不良、そのほか当財団の奨学生として適性を欠くと認められる場合
- ⑤ 所属する大学、留学先の大学を退学・転校・転籍した場合

8. 届出義務

奨学生となった者は、速やかに当財団宛以下の書類を提出・提出

- ① 奨学生として決定した場合「日本人留学生奨学金受給誓約書」(所定の様式)を提出
- ② 何らかの理由で、所属する大学、留学先の大学を休学・退学・転校・転籍する場合や、留学を取りやめる場合は「変更事項等通知表」(所定の様式)を提出
- ③ 奨学金支給期間中に、留学先の国を離れて他の国に旅行や研修に行く場合、あるいは日本に一時帰国する場合、「帰国・外国旅行届」(所定の様式)を提出
- ④ 渡航後半年が経過した時点で「留学進捗状況報告書」(所定の様式)を、帰国後は速やかに「成果報告書」(所定の様式)を提出
- ⑤ 留学終了後、留学先の履修証明書(成績証明書)(写しで可)を提出
- ⑥ その他、住所、メールアドレスの変更などが生じた場合、「変更事項等通知表」(所定の様式)にて速やかに報告

9. その他

- (1) 提出した応募書類は返却いたしません。
- (2) 選考の内容についてはお答えいたしません。
- (3) 申請書等の個人情報 は財団で厳格に管理します。

10. 照会先

留学生課留学生交流係(派遣留学担当) haken@tufs.ac.jp

以上

申 込 書

No.1

記入日

記入漏れはありませんか？

顔写真

カラー写真ですか？1年以内に撮影したものでですか？

在籍大学

学生証記載どおりに記入していますか？

× 言語文化学部 インドネシア語学科

○ 言語文化学部 言語文化学科

留学予定期間

「2024年7月～10月」に留学プログラムを開始しますか？

※該当しない場合は、当奨学金の応募資格を満たしません。（応募できません）

※留学プログラムの開始月は、留学先大学のアカデミックカレンダー等より確認してください。自己都合で変更することはできません。

No. 2

英語能力／留学国言語能力・資格

<スコア等を記入した方> 結果を確認できる証明書を添付しましたか？

No. 3

【経済状況】 1. 主たる家計の支持者の年収

家計支持者（複数名いる場合は、所得の高い1名分）の所得確認書類を添付しましたか？

他の奨学団体等への応募状況 ②応募している（応募中、応募予定）方へ

当財団の奨学生となった場合、他団体からの奨学金を併給することはできません。また、当財団採用後の当奨学金辞退は一切認められませんので、ご注意ください。

No. 4

自筆で「申請者署名」をしましたか？

全体

記載漏れはありませんか？

記載もれがある場合、申請を受付けられない可能性があります。留学先大学の情報は、ファクトシートやホームページ等より収集してください。

推 薦 状

指導教員から直接留学生課に提出していただくよう、依頼しましたか？

応募者本人からの提出は受け付けません。

（指導教員が決まっていない場合）要項記載の教員に作成を依頼しましたか？

まだ指導教員が決まっていない（ゼミに所属していない）場合は、要項記載の以下教員に依頼してください。原則以外の教員に依頼する場合は、事前に留学生課に相談してください。

- <言語文化学部 1～2 年生> 専攻言語代表教員
- <国際社会学部 1～2 年生> 専攻地域代表教員
- <国際日本学部 1～3 年生> 教務担当学部長補佐